

議案第 2 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 2 月 18 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 1 項中「教頭」の次に「、本務として定時制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育に従事する主幹教諭」を加える。

第 16 条の 4 第 2 項中「20, 200 円」を「15, 900 円」に改める。

別表第 5 備考中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

教員特別手当の限度額を引き下げるため、及び市立高等学校に学校教育法の規定に基づく主幹教諭を置くことに伴う所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。